

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月31日（令和3年（行個）諮問第131号）

答申日：令和5年9月4日（令和5年度（行個）答申第5086号）

事件名：本人に係る審査請求事件の特定号証等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書29の各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月20日付け千労発基0520第5号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 乙24号証の3(1), (2), (3), 作成者について黒塗りになっている。組合（特に特定者A, B, C）が虚偽の説明している可能性があること、証明拒否の理由を知ることから当該部分を開示することが妥当である。

(2) 乙34号証の黒塗り部分、なぜ黒塗りなのか示されていない。これでは判断ができない。よって開示を求める。

(3) 乙37号証

調査対象者について黒塗りになっている。訴訟準備のため相手方を特定するため必要であるので開示を求める。3丁（頁）目の黒塗りの部分の理由が示されていないので開示を求める。

(4) 乙38号証 特定者Aからの回答書につき、訴訟準備のため供述内容

を知る必要があるので開示を求める。

- (5) 乙39号証 特定者Bからの回答書につき(4)に同じ
- (6) 乙40号証 特定者Cからの回答書につき(4)に同じ
- (7) 乙41号証から乙44号証それぞれ、特定者A, B, C, Dにつき電話回答書につき(4)に同じ
- (8) 乙45号証 数々の不祥事を起こしていた特定者Eの電話回答書につき、黒塗り部分に犯罪の具体的な供述が隠されている可能性があり、仮になかった場合でも訴訟準備のため供述内容を知るため開示を求めることは当然である。
- (9) 乙46号証 調停成立の書面につき調停の相手方は審査請求人であることから不開示にする理由はないし偽造された書面であることも否認ないのでその判断材料として開示を求める。なお、厚生労働省の揚げ足の説明はいらない。
- (10) 乙48号証の依頼事項にかかる意見の5, 6, 10が黒塗りになっているが医師であるF氏より閲覧の許可をもらっているので開示を要求する。
- (11) 乙54号証 専門部会の意見は訴訟準備と委員の責任の所在を明確にするため全部開示を求める。
- (12) 丙5号証 特定者Gの回答書は唯一組合で特定者AやBに意見をしておいて味方になってくれた人物の供述であるので審査請求人の有利な事柄が書いてある可能性があるので訴訟準備として開示を求める。
- (13) 丙6号証 架電記録書につき(12)に同じ
- (14) 丙7号証 F氏は主治医であることから氏の架電供述内容は重大な関心事であり訴訟に欠かせないので開示を求める。
- (15) 別紙の1(2)イ及びエにつき文書の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年4月21日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年5月31日付け(同年6月2日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分及び本件対象保有個人情報を保有していないものについては、原処分を維持して

不開示とすることが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働者災害補償保険審査官A（以下「審査官」という。）が令和3年特定月日Bに作成し審査請求人に送付した決定書（令和2年度特定番号C，D）に書かれてある，乙第21号証，乙第22号証，乙第23号証，乙第24号証，乙第34号証，乙第37号証，乙第38号証，乙第39号証，乙第40号証，乙第41号証，乙第42号証，乙第43号証，乙第44号証，乙第45号証，乙第46号証，乙第47号証，乙第48号証，乙第54号証，乙第58号証，丙第1号証，丙第2号証，丙第3号証，丙第4号証，丙第5号証，丙第6号証，丙第7号証，丙第9号証の文書の写し」，「決定書に関する労働者災害補償審査請求に関する（1）審査請求人が令和2年特定月日Eに作成し，同日特定課に赴いて審査官に手渡した「調査要求書」，（2）前記「調査要求書」によって調査した結果を記した書面一式，（3）令和2年特定月日Fに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」，（4）令和3年特定月日Gに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」，の写し」である。

（当審査会注）

本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄の記載は，本件請求保有個人情報（別紙の1）と同文であるが，具体的に特定された本件文書は，別紙の2に掲げるとおりであり，「（2）前記「調査要求書」によって調査した結果を記した書面一式」及び「（4）令和3年特定月日Gに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」」は含まれていない。

(2) 不開示情報該当性について（別表2の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

（ア）文書4の①，6の①，7の①，8の①，9の①，10の①，11の①，12の①，13の①，14の①，17の①，18の①，25の①及び26の①の不開示部分は，審査請求人以外の氏名，自署，印影，電話番号等，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから，法14条2号本文に該当し，かつ，同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）文書4の②，7の②，8の②，9の②，10の②，11の②，12の②，13の②，14の②，24の②及び25の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行

うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書24の①の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

文書4の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、24の②及び25の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 不存在による不開示該当性について

本件対象保有個人情報のうち「審査請求人が令和2年特定月日Eに作成し、同日審査官に手渡した「調査要求書」によって調査した結果を記した書面一式」及び「令和3年特定月日Gに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」の写し」については、改めて処分庁に確認したところ、事務処理上作成した事実はなく、実際に保有していないとのことであり、本件対象保有個人情報を保有していないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、法14条各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示することとし、その余の部分及び本件対象保有個人情報を保有していないものについては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議
- ④ 令和5年8月2日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外に該当する保有個人情報の特定及び不開示とされた部分の一部の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、審査請求人が開示を求める部分については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であり、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有していないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（15））において、以下の2文書が特定、開示されていない旨主張する。

文書a 「審査請求人が令和2年特定月日Eに作成し、同日審査官に手渡した「調査要求書」によって調査した結果を記した書面一式」

文書b 「令和3年特定月日Gに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」の写し」

- (2) これに対し、諮問庁は、上記（1）の文書a及び文書bについて、理

由説明書（上記第3の3（2）エ）において「事務処理上作成しておらず、実際に保有していない」旨反論する。

当審査会事務局職員をして、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を処分庁が作成又は取得しておらず、保有していないかどうか改めて諮問庁に確認したところ、以下のとおりであった。

ア 処分庁が、当時の審査官に確認したところ、審査請求人からは「調査要求書」が提出されたが、これを受けての調査を行っておらず、文書aについては作成又は取得し、保有していない。

イ 処分庁が、当時の審査官に確認したところ、同日に審査請求人と電話で会話したかどうか、明確に記憶しておらず、文書bについても作成又は取得し、保有していない。

架電記録書は、審査請求人等と電話で会話した場合は常に作成するというものではなく、会話の内容から事績を残す必要があると判断した場合に作成するものである。

仮に審査請求人から架電があったとしても、内容が処理の督促や、同様の主張の繰り返し等であれば、必要がないと判断し、作成しないこともあり得る。

また、処分庁が本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する情報を保有していないかどうか、改めて千葉労働局の執務室内の書棚、共有ドライブ等を確認したところ、それらは確認されなかった。

(3) 以上の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情は認められず、千葉労働局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記説明を否定することはできない。また、千葉労働局における文書の探索範囲及び方法について不十分であるとも認められない。

したがって、千葉労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

通番2は、乙第24号証の「3. 組合で把握している事項」に記載された審査請求人以外の特定個人から聴取した内容の一部である。当該部分は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これ

を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表2の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番1は、乙第24号証の「3. 組合で把握している事項」、通番3は、乙第37号証(「労災保険給付請求に係る質疑・回答の依頼について」と題する文書)及び特定事業場関係者の名刺、通番4、通番6及び通番8は、乙第38号証ないし乙第40号証(回答書)、通番10、通番12、通番14、通番16及び通番18は、乙第41号証ないし乙第45号証(電話録取書)、通番21は、乙第54号証(特定疾病に係る業務起因性の医学的見解)、通番24及び通番26は、丙第6号証及び丙第7号証(架電記録書)に記載された職氏名、印影、住所及び電話番号等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番20は、乙第48号証(回答書)であり、審査請求人の主治医の自署が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。個人の自署については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その自署まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番2は、乙第24号証の「3. 組合で把握している事項」、通番5、通番7及び通番9は、乙第38号証ないし乙第40号証(回答書)、通番11、通番13、通番15、通番17及び通番19は、乙第41号証ないし乙第45号証(電話録取書)、通番23は、丙第5

号証（回答書），通番25は，丙第6号証（架電記録書）に記載された審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。

このため，当該部分は，これを開示すると，被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり，開示することにより，労働局及び労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番22は，丙第5号証（回答書）に押印された回答者所属会社の印影である。

当該印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして，これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため，当該部分は，これを開示すると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄には，別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報を記載しているが，本件請求保有個人情報のうち不存在の保有個人情報があるにもかかわらず，「不開示とした部分とその理由」欄には，当該保有個人情報を保有していない理由等の記載がなく，原処分において具体的に特定された保有個人情報を示すものとなっていない（上記第3の3（1）当審査会注）。

したがって，原処分における理由付記は，行政手続法8条1項の趣旨に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後は適切な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件開示請求に対し，本件対象保有個人情報を特定し，

その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，千葉労働局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁が同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表2の3欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求保有個人情報

(1) 審査官が令和3年特定月日Bに作成し審査請求人に送付した決定書（令和2年度特定番号C，D）に書かれてある以下の文書の写し

乙第21号証，乙第22号証，乙第23号証，乙第24号証，乙第34号証，乙第37号証，乙第38号証，乙第39号証，乙第40号証，乙第41号証，乙第42号証，乙第43号証，乙第44号証，乙第45号証，乙第46号証，乙第47号証，乙第48号証，乙第54号証，乙第58号証，丙第1号証，丙第2号証，丙第3号証，丙第4号証，丙第5号証，丙第6号証，丙第7号証，丙第9号証

(2) 審査官が令和3年特定月日Bに作成し審査請求人に送付した決定書（令和2年度特定番号C，D）に関する労働者災害補償審査請求に関する以下の文書の写し

ア 審査請求人が令和2年特定月日Eに作成し，同日特定課に赴いて審査官に手渡した「調査要求書」の写し

イ 上記「調査要求書」によって調査した結果を記した書面一式の写し

ウ 令和2年特定月日Fに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」の写し

エ 令和3年特定月日Gに審査請求人が審査官に有線連絡をした際の「架電記録書」の写し

2 本件文書として具体的に特定されたもの

乙第21号証（電話録取書），乙第22号証（電話録取書），乙第23号証（「労災保険給付に係る資料等の提出について」と題する文書），乙第24号証（資料一覧及び「3. 組合で把握している事項」と題する文書），乙第34号証（社会保険料一覧表），乙第37号証（「労災保険給付請求に係る質疑・回答の依頼について」と題する文書），乙第38号証（回答書），乙第39号証（回答書），乙第40号証（回答書），乙第41号証（電話録取書），乙第42号証（電話録取書），乙第43号証（電話録取書），乙第44号証（電話録取書），乙第45号証（電話録取書），乙第46号証（第3回労働審判手続期日調書（調停成立）），乙第47号証（「意見書の提出依頼について」と題する文書），乙第48号証（回答書），乙第54号証（特定疾病に係る業務起因性の医学的見解），乙第58号証（架電・机上・調査復命書），丙第1号証（聴取書），丙第2号証（架電記録書），丙第3号証（架電記録書），丙第4号証（「審査請求に係る照会について（依頼）」と題する文書），丙第5号証（回答書），丙第6号証（架電記録書），丙第

7号証（架電記録書），丙第9号証（薬効・薬価リスト（抜粋）），調査要求書（令和2年9月17日付け），架電記録書（令和2年7月20日付け）

別表1 審査請求人が開示を求める部分とその理由

不開示部分			開示請求の理由（要旨）	
文書番号	頁及び該当箇所	付番		
文書4	2 不開示部分	1	虚偽の説明をしているおそれがあること，証明拒否の理由を知ること	
文書5	3 不開示部分	2	不開示にする理由が不明なため	
文書6	1 調査対象者氏名	3	訴訟準備のため相手方を特定するため必要である	
	3 不開示部分	4	不開示部分の理由が示されていない	
文書7	1及び2 回答部分	5	Aからの回答書につき，訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書8	1ないし3 回答部分	6	Bからの回答書につき，訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書9	3 回答部分	7	Cからの回答書につき，訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書10	1ないし4 聴取内容	8	訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書11	1ないし5 聴取内容	9	訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書12	1ないし3 聴取内容	10	訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書13	1ないし4 聴取内容	11	訴訟準備のため供述内容を知る必要がある	
文書14	1及び2 聴取内容	12	不開示部分に犯罪の具体的な供述が隠されている可能性があり，仮になかった場合でも訴訟準備のため供述内容を知るため	
文書15	1ないし4 不開示部分	13	調停成立の書面につき調停の相手方は審査請求人であることから不開示にする理由はないし偽造された書面であることも否認ない	
文書17	1 項番5，6，10	14	審査請求人の主治医より閲覧の許可をもらっているので開示を求める	
文書18	1ないし5 不開示部分	15	専門部会の意見は訴訟準備と委員の責任の所在を明確にするため全部開示を求める	
文書24	1ないし3 回答部分	16	Gの回答書は，A及びBに意見をして審査請求人の味方になってくれた人物の供述であり審査請求人の有利な事柄が書いてある	

				可能性があるので，訴訟準備として開示を求める
文書 25	1	聴取内容	17	(16番と同旨)
文書 26	1	聴取内容	18	審査請求人の主治医の架電供述内容は重大な関心事であり訴訟に欠かせないので開示を求める

別表2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 審査請求人が開示を求める 部分のうち諮問庁がなお不開示 とすべきとしている部分等			3 2欄のうち開示すべき部 分
		該当箇所	法14条各 号該当性	通番	
文書 4	乙第24 号証（資 料一覧及 び「3. 組合で把 握してい る事項」 と題する 文書）	① 2頁6行 目6文字目 ないし17文 字目，18行 目	2号	1	—
		② 2頁9行 目36文字目 ないし13行 目，14行 目，16行 目，17行 目	2号，7号 柱書き	2	10行目39文字目ないし1 1行目38文字目
		③ 1頁不開 示部分，2頁 ①及び②以外 の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 5	乙第34 号証（社 会保険料 一覧表）	不開示部分全 て	新たに開示	—	—
文書 6	乙第37 号証（「労 災保険給 付請求に 係る質疑 ・回答の 依頼につ いて」と 題する文 書）	① 1頁不開 示部分，3頁 上から3つめ の名刺，1， 2及び4つめ の名刺の職 氏名等	2号	3	—
		② ①以外の 不開示部分	新たに開示	—	—
文書 7	乙第38 号証（回 答書）	① 1頁回答 者の氏名，印 影，住所及び 電話番号，1 1行目1文字 目ないし3文 字目，2頁9 行目2文字 目，3文字目	2号	4	—

		② 2頁18行目	2号, 7号 柱書き	5	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 8	乙第39号証(回答書)	① 1頁回答者の氏名, 印影, 住所及び電話番号, 10行目1文字目ないし8文字目, 22行目1文字目ないし3文字目, 16文字目ないし18文字目, 23行目2文字目, 3文字目, 30行目13文字目	2号	6	—
		② 1頁23行目13文字目ないし24行目, 25行目18文字目ないし26行目, 2頁19行目ないし20行目, 28行目18文字目ないし29行目, 3頁10行目ないし12行目	2号, 7号 柱書き	7	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 9	乙第40号証(回答書)	① 1頁回答者の職氏名, 印影, 住所及び電話番号, 3頁3行目3文字目ないし	2号	8	—

		7文字目, 9文字目ないし11文字目, 15文字目ないし20文字目, 4行目19文字目ないし21文字目, 18行目3文字目, 4文字目, 20行目3文字目ないし5文字目			
		② 3頁22行目3文字目ないし23行目, 27行目15文字目ないし37文字目, 29行目3文字目ないし30文字目	2号, 7号 柱書き	9	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 10	乙第41号証(電話録取書)	① 1頁相手方の職氏名, 電話番号, 7行目15文字目ないし17文字目, 11行目30文字目ないし32文字目, 21行目13文字目ないし15文字目, 23文字目ないし25文字目, 2頁6行目7文字目ないし10文字目, 12文字目,	2号	10	—

		1 3 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目, 1 9 文字目, 2 3 文字目ないし 2 6 文字目, 1 2 行目 1 4 文字目ないし 1 6 文字目, 3 頁 5 行 目 2 文字目, 3 文字目, 7 文字目, 8 文 字目, 1 3 文 字目ないし 1 6 文字目, 1 1 行目 2 文字 目ないし 4 文 字目, 8 文字 目, 9 文字 目, 1 4 文字 目, 1 5 文字 目, 1 8 文字 目ないし 2 1 文字目, 1 3 行目 1 文字 目, 2 文字目			
		② 3 頁 1 7 行目ないし 2 0 行目, 4 頁 7 行目	2 号, 7 号 柱書き	1 1	—
		③ ①及び② 以外の不開示 部分	新たに開示	—	—
文書 1 1	乙第 4 2 号証 (電 話 録 取 書)	① 1 頁 相 手 方 の 職 氏 名 及 び 電 話 番 号, 7 行 目 1 1 文 字 目, 1 2 文 字 目, 1 5 文 字 目 ない し 1 7 文 字 目, 9 行 目 3 2 文 字 目 ない し 3 4	2 号	1 2	—

	文字目， 1 0 行目 2 2 文字 目ないし 2 5 文字目， 1 1 行目 8 文字目 ないし 1 1 文 字目， 1 6 文 字目ないし 1 8 文字目， 2 頁 6 行目 1 2 文字目ないし 1 4 文字目， 2 2 文字目な いし 2 4 文字 目， 8 行目 1 文字目ないし 3 文字目， 1 6 行目 4 文字 目ないし 7 文 字目， 9 文字 目， 1 0 文字 目， 1 7 行目 2 2 文字目な いし 2 4 文字 目， 3 頁 2 行 目 1 5 文字目 ないし 1 7 文 字目， 1 9 文 字目ないし 2 1 文字目， 2 6 文字目ない し 2 9 文字 目， 4 頁 2 行 目 2 文字目な いし 4 文字 目， 8 文字 目， 9 文字 目， 2 1 行目 1 文字目， 2 文字目， 4 文 字目ないし 6 文字目			
	② 4 頁 7 行 目ないし 1 2	2 号， 7 号 柱書き	1 3	—

		行目, 17行 目27文字目 ないし20行 目, 5頁14 行目, 15行 目			
		③ ①及び② 以外の不開示 部分	新たに開示	—	—
文書 12	乙第43 号証(電 話録取 書)	① 1頁相手 方の職氏名及 び電話番号, 7行目11文 字目, 12文 字目, 15文 字目ないし1 7文字目, 1 1行目5文字 目ないし7文 字目, 16行 目13文字目 ないし15文 字目, 23文 字目ないし2 5文字目, 2 1行目2文字 目ないし5文 字目, 7文字 目, 8文字 目, 12文字 目ないし15 文字目, 17 文字目, 18 文字目, 22 文字目, 23 文字目, 25 文字目, 26 文字目, 2頁 4行目16文 字目, 17文 字目, 19文 字目ないし2 1文字目, 9 行目5文字目	2号	14	—

		ないし7文字目, 9文字目 ないし12文字目, 14文字目, 15文字目, 19文字目 ないし22文字目, 16行目 2文字目, 3文字目, 21行目 2文字目 ないし4文字目			
		② 3頁3行 目ないし7行 目, 15行目	2号, 7号 柱書き	15	—
		③ ①及び② 以外の不開示 部分	新たに開示	—	—
文書 13	乙第44 号証(電 話録取 書)	① 1頁相手 方の職氏名及 び電話番号, 9行目8文字 目ないし10 文字目, 29 文字目ないし 31文字目, 12行目10 文字目, 11 文字目, 35 文字目, 13 行目1文字 目, 2文字 目, 15文字 目ないし17 文字目, 16 行目10文字 目, 11文字 目, 15文字 目ないし17 文字目, 23 行目13文字 目ないし15 文字目, 23	2号	16	—

	文字目ないし 25文字目, 2頁2行目1 文字目ないし 3文字目, 1 8文字目ない し23文字 目, 3行目3 文字目ないし 5文字目, 1 1行目1文字 目ないし5文 字目, 7文字 目ないし10 文字目, 12 文字目, 13 文字目, 17 文字目, 18 文字目, 20 文字目, 13 行目1文字目 ないし5文字 目, 3頁8行 目2文字目, 3文字目, 7 文字目ないし 11文字目, 10行目1文 字目, 2文字 目, 6文字目 ないし13文 字目, 21文 字目, 22文 字目, 16行 目2文字目な いし4文字 目, 8文字 目, 9文字 目, 18行目 1文字目ない し3文字目			
	② 3頁18 行目18文字 目ないし19	2号, 7号 柱書き	17	—

		行目, 23行 目, 4頁1行 目, 2行目, 11行目, 1 2行目			
		③ ①及び② 以外の不開示 部分	新たに開示	—	—
文書 14	乙第45 号証(電 話録取 書)	① 1頁相手 方の電話番 号, 4行目4 文字目, 15 文字目ないし 23文字目, 5行目14文 字目ないし1 7文字目, 3 0文字目, 3 1文字目, 6 行目27文字 目, 28文字 目, 7行目8 文字目, 9文 字目, 9行目 4文字目, 5 文字目, 13 行目15文字 目ないし24 文字目, 23 行目12文字 目, 13文字 目, 2頁3行 目33文字目 ないし36文 字目, 4行目 2文字目, 3 文字目, 6行 目8文字目, 9文字目, 1 6行目2文字 目, 3文字 目, 9文字目 ないし13文 字目, 32文	2号	18	—

		字目, 33文字目, 18行目1文字目, 2文字目, 14文字目, 15文字目, 20行目19文字目, 20文字目			
		② 2頁1行目2文字目ないし17文字目, 3行目9文字目ないし27文字目, 11行目22文字目ないし15行目	2号, 7号 柱書き	19	—
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 15	乙第46号証(第3回労働審判手続期日調書(調停成立))	不開示部分全て	新たに開示	—	—
文書 17	乙第48号証(回答書)	① 医師の署名	2号	20	—
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 18	乙第54号証(特定疾病に係る業務起因性の医学的見解)	① 6頁印影	2号	21	—
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 24	丙第5号証(回答書)	① 回答者所属会社の印影	3号イ	22	—
		② 1頁9行目, 15行目, 21行	2号, 7号 柱書き	23	—

		目, 29行目, 2頁11行目, 19行目, 31行目, 3頁7行目, 15行目, 31行目			
		③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書 25	丙第6号証(架電記録書)	① 架電先の職氏名, 電話番号	2号	24	—
		② 目的欄, 結果欄の2行目ないし11行目	2号, 7号 柱書き	25	—
文書 26	丙第7号証(架電記録書)	① 架電先の職氏名	2号	26	—
		② ①以外の不開示部分	新たに開示	—	—

(当審査会注)

- 1 原処分における不開示部分を含まない文書1(乙第21号証(電話録取書)), 文書2(乙第22号証(電話録取書)), 文書3(乙第23号証(「労災保険給付に係る資料等の提出について」と題する文書)), 文書16(乙第47号証(「意見書の提出依頼について」と題する文書)), 文書19(乙第58号証(架電・机上・調査復命書)), 文書20(丙第1号証(聴取書)), 文書21(丙第2号証(架電記録書)), 文書22(丙第3号証(架電記録書)), 文書23(丙第4号証(「審査請求に係る照会について(依頼)」と題する文書)), 文書27(丙第9号証(薬効・薬価リスト(抜粋))), 文書28(調査要求書(令和2年9月17日付け)), 文書29(架電記録書(令和2年7月20日付け))は, 記載を省略した。
- 2 文書4の1欄の文書名の記載方法は, 当審査会事務局において整理した。
- 3 文書7の③, 文書9の②, 文書11の②及び文書13の①の2欄の下線部について理由説明書別表に誤記があったので, 当審査会事務局で修正した。